



川口人事労務総研 メールニュース 臨時号

<http://www.k-sk.com/>

---

このメールニュースは、川口人事労務総研の情報コンテンツの一環としてお送りしております。

弊所とお取引いただいている関与先様、弊所職員がお会いして名刺交換をさせていただいたお客様にお送りしています。

---

◆目次

---

・ 法令新着情報

1. 『平成 28 年度「雇用保険料率」が引き下げられます』
2. 『標準報酬月額及び標準賞与額の上限が引き上げられます』
3. 『傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります』

---

◆ 法令新着情報

---

1. 『平成 28 年度「雇用保険料率」が引き下げられます』

雇用保険の財政状況等を勘案し、平成 28 年 4 月 1 日以降の失業等給付の雇用保険料率が、労働者負担・事業主負担ともに 1/1000 ずつ引き下げられました。

<平成 28 年 4 月 1 日以降の雇用保険料率>

- |                |        |
|----------------|--------|
| ① 一般の事業        | 4/1000 |
| ② 農林水産、清酒製造の事業 | 5/1000 |
| ③ 建設の事業        | 5/1000 |

※ いずれも労働者負担分

2. 『標準報酬月額及び標準賞与額の上限が引き上げられます』

平成 28 年 4 月 1 日より、健康保険の標準報酬月額の上限が引き上げられ、新しく 3 等級が追加されます。また、年度累計の標準賞与額の上限が現在の 540 万円から 573 万円に引き上げられます。

<新しく追加される等級と標準報酬月額>

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 48 級	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
第 49 級	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
第 50 級	1,390,000 円	1,355,000 円以上

◎健康保険の上限改定該当者の取扱い

改定後の新等級に該当する被保険者がいる場合、事業主に対して、4 月中に管轄の年金事務所より改定通知書が送付されます。

なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主の届出は不要です。

3. 『傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります』

平成 28 年 4 月から給付の適正化を図るため、傷病手当金・出産手当金の支給額の基礎となる標準報酬日額の計算方法が変わり、支給開始月以前の直近の継続した 12 ヶ月間の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 が標準報酬日額となります。



このメールニュースに関するお問い合わせは、  
下記連絡先までお願いいたします。

社会保険労務士法人 川口人事労務総研

tel : 03-5827-3345(代)

mail: info@k-sk.com

メールニュースの配信停止を希望される場合は、  
「配信停止希望」として本メール宛てにご返信  
ください。

